

助成制度のご案内

集合住宅における充電設備等導入促進事業

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、都内集合住宅における充電設備の導入を支援します。



事業年度	平成30年度から平成32年度（年度ごとに受付期間を設けます。）
概要	東京都内の集合住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。 同時に、充電設備または共用部の電源として太陽光発電システムおよび蓄電池を設置する場合も、経費の一部または全部を助成します。

●お問合せ先



クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階
TEL 03-5990-5068 FAX 03-6279-4697 URL <http://www.tokyo-co2down.jp/>
受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始除く。）9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）

『マンションアドバイザー派遣制度』（利用料金無料）

充電設備等の設置にあたってアドバイス等が必要な場合、マンション管理の専門家を派遣する制度があります。
制度の詳細は、以下をご覧ください。直接お申込みください。

（助成金申請とは窓口が異なります。）

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>

集合住宅における充電設備等導入促進事業

	充電設備	太陽光発電システム及び蓄電池
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都内の集合住宅の所有者 (分譲後の場合は管理組合、分譲前の場合は建築主、賃貸の場合はオーナー) ② ①の許諾を得たリース事業者等 (集合住宅の個別の入居者も所有者の許諾を得れば申請できます。) <p>※国、地方公共団体、独立行政法人等を除く。</p>	
助成対象 機器・要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。 ② 国補助※注で補助金交付対象として承認された設備であること。 ③ 新品であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 充電設備と同時に設置すること。 ② 発電した電気を充電設備又は集合住宅の共用部のみに使用すること。 ③ 電気安全環境研究所(JET)又はそれに準じる機関の認証を受けていること。 ④ 売電しないこと。 ⑤ 新品であること。
助成対象 経費・助成額	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備購入費 購入価格から国補助を差し引いた額(機種に応じた上限あり) ② 設置工事費 工事費から国補助を差し引いた額(上限81万円。過剰とみなされる経費は対象になりません。) 	<p>設備購入費・設置工事費の全額 (上限1,000万円。過剰とみなされる経費は対象になりません。)</p>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 国補助を併用する場合 国補助の額確定通知を受領してから、交付申請書を郵送または窓口へ持参 (申請期限:工事・支払完了日から1年以内) ② 国補助を併用しない場合 工事開始前に、 交付申請書を郵送または窓口へ持参 	<p>工事開始前に、 交付申請書を郵送または窓口へ持参</p>
平成30年度 受付終了日	<p>平成31年3月29日(金)必着</p> <p>※申請額が予算額に到達した場合はその時点で申請受付を終了します。</p>	

※注 国補助…経済産業省が実施する「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業」